

事業拡大と市民の新規雇用
(株)三浦工業の計画を
認定



産業の活性化と市民の雇用機会の拡大を
目的とした「企業の立地促進等に関する条
例」に基づき、吉岡と小園で操業している
(株)三浦工業の事業拡大計画を認定しまし
た。
4月14日、笠間市長から同社の三浦敏幸
代表取締役役に認定通知書を手渡しました。
図商工振興課☎70・5661。



一部を補助します。
▼対象要件 所定の「ブ
ロック塀等点検表」により、
危険性があると認められる
ブロック塀などを所有や管
理している方で、次の項目
全てに該当①通り抜けでき
る道路に面している②市税
を滞納していない③高さ60
cmを超えるものを撤去する
か、撤去後に安全な工作物
を設置する工事④市内施工
業者が行う工事⑤着工予定
の工事(着手済みは対象外)
▼補助金額 標準額により
算出した額が耐震化に要す
る経費(業者見積もり)の
いずれか少ない額の2分の
1の金額(千円未満は切り
捨て)で、1件30万円まで
(撤去10万円・設置20万円
まで)▼その他 他の助成
を受けて行う工事や、販売
を目的とした工事などは対

木造住宅耐震化補助項目

項目	補助率	補助上限額
耐震診断	2／3	4万円
耐震設計	2／3	8万円
耐震改修	2／3	100万円
工事監理	2／3	6万円
耐震シェルター設置	2／3	18万円

※耐震設計・改修、工事監理や耐震シェルター設
置は、耐震診断の結果で総合評点1.0未満が対象

危険な
ブロック塀など
地震などによる災害を未
然に防止するために、危険
なブロック塀などを撤去し
たり、撤去後に安全な工作
物を設置したりする費用の

耐震化費用を補助します

木造住宅

象外▼団 都市整備課(☎
70・5632)へ直接
耐震診断費用を補助し、
強度不足と判定された場合
は、耐震設計費と改修費や
耐震シェルター設置の費用
を補助します。
▼対象者 市内在住で市
税の滞納がない方▼対象住
宅 次の項目全てに該当①
昭和56年5月31日以前に建

区分			税率（年額）		
			27年3月31日までの新規登録車（現行）	27年4月1日以降の新規登録車（27年度から新税率適用）	登録後13年超（28年度から経年重課税率適用）
4輪	乗用	自家用	7200円	1万800円	1万2900円
		営業用	5500円	6900円	8200円
	貨物用	自家用	4000円	5000円	6000円
		営業用	3000円	3800円	4500円
3輪			3100円	3900円	4600円

※新規登録車とは、初めて車両番号の指定を受けた車両のこと
※27年3月31日までに新規登録した車両(新規登録車)は、登
録後13年を経過するまで現行税率を適用



27年度課税から、4輪・
3輪の軽自動車の税率を表
のとおり引き上げます。
地方税法の改正に伴い、
市税条例の一部を改正した
ものです。
新税率は、今年4月1日
以降に新規登録した車両か
ら適用されます。初めて車
両番号の指定を受けた月
(自動車検査証の初度検査
す。
今年3月31日までに新規
登録した車両は、登録後13
年を経過するまでは現行の
税率がそのまま適用されま
す。(電気自動車などは除
く)。
年月と同じ)から13年を経
過した車両は、28年度から
経年重課の税率を適用し
ます(電気自動車などは除
く)。
今年3月31日までに新規
登録した車両は、登録後13
年を経過するまでは現行の
税率がそのまま適用されま
す。
図税務課☎70・5611。

4輪・3輪の軽自動車
27年度課税から税率改正

築された一戸建て住宅、2
世帯住宅、店舗・事務所兼
用住宅(昭和56年6月以降
に増築工事に着手し、増築
部分の延べ面積が既存部分
の2分の1未満の木造住宅
を含む)②地上2階建て以
下の在来工法による木造住
宅③市民自らが所有し居住
する住宅▼その他▽予算の
範囲内で申込順に受け付け
るので、早めに申し込んで
ください▽市からの直接訪
問や、電話による耐震診断
などの勧誘はしていきま
せん。悪質商法に注意して
ください▼図 都市整備課
☎70・5632

相談の名称（相談無料）		日時（祝日・振替休日は除く）・相談内容など	問い合わせ	
5 月 の 相 談	予 約 制	法律相談（弁護士）	7日・13日・20日・27日の各水曜日13時～16時30分（予約は前週の相談日8時30分から）	市民課☎70・5605
		夜間法律相談（弁護士）	14日・28日の各木曜日18時～20時30分（予約は前週の木曜日8時30分から）	
		司法書士相談（司法書士）	12日（火）13時～16時。登記、相続、多重債務などに関すること	
		行政書士相談（行政書士）	8日（金）13時～16時。相続、遺言などに関すること	
		不動産相談（専門相談員）	18日（月）13時～16時。不動産に関すること	
		子育て相談（専門相談員）	毎週月～金曜日9時15分～12時・13時～17時。子育ての悩み、児童虐待について（電話可）	子育て支援課☎70・5664
		障がい児者相談（援護施設職員）	毎週月・火・水・金曜日10時～15時。障がい児者の生活全般について	障がい福祉課☎70・5623
		成人健康相談	13日（水）・26日（火）9時30分～11時45分。生活習慣病などの相談。聴覚の簡易検査もあり	保健医療センター☎77・1133
		保健師による心の健康相談	7日（木）10時～11時30分。心の健康相談	
		聴覚相談	7日（木）9時～11時30分。聴覚チェックと聞こえの相談。40歳以上の方対象	
	シニアあったか相談（専門相談員）	毎週月～金曜日8時30分～17時。一人暮らし高齢者の心配事などについて	高齢介護課☎70・5633	
	DV専門相談（専門相談員）	1日・8日・15日・22日・29日の各金曜日13時～17時。配偶者などからの暴力について	市民課☎70・5605	
	行政相談（行政相談員）	11日（月）13時～16時。国・県・市などの行政に関する意見や苦情		
	人権身上相談（人権擁護委員）	11日（月）13時～16時、304会議室。近隣トラブル、いじめ、暴力など		
	一般相談	毎週月～金曜日8時30分～12時・13時～17時		
	いきいき健康・食事相談	毎週月～金曜日8時30分～12時15分・13時～17時。健康・栄養相談、酒害相談など	保健医療センター☎77・1133	
	高齢者ヘルスアップ相談	11日（月）10時～11時30分、高齢者福祉会館。健康相談・心の健康相談		
	消費生活相談（専門相談員）	毎週月・火・木・金曜日10時～12時・13時～16時。訪問販売・商品のトラブルなど（電話可）	消費生活センター☎70・3335	
	教育相談	毎週月～金曜日8時30分～17時。子どもの教育・生活に関する心配事・悩みなど	教育研究所☎79・0222	
青少年相談	毎週月～金曜日9時～17時。子ども・若者（中学卒業～29歳）の悩み・非行・ひきこもりなど ☒su9940@city.ayase.kanagawa.jpでも可	青少年相談室☎77・7830		
こどもなんでも相談	毎週月～金曜日13時30分～16時。心身に障がいのある乳幼児について	もみの木園☎76・6770		
市長と未来を語る部屋		27日（水）14時～16時。定員4組（1組3人まで）各20分以内。市政全般に関する建設的な提案など。 政治・宗教・営業活動は除く。申し込みは22日17時まで。※公務で日程変更する場合あり	政策経営課☎70・5635	